

標 題：

パナマ籍船のトン数証書の件

NK テクニカル インフォメーション

No. 39

Date: 2 August 1985

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、パナマ政府は本年2月12日付の Resolution No603-07-03-ALCNにより、総ての船級協会およびその他の代行機関がパナマ政府に代ってトン数証書を発行する場合には、下表の金額をパナマ政府に納付することを要求してまいりました。

本会としては甚だ不本意でございますが、上記によりまして本年9月1日以後にトン数証書を発行する場合には、本会所定のトン数測定手数料に上記パナマ政府への納付金を加えて請求させて頂かざるを得ないこととなりましたので、何卒御理解御了承下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

パナマ政府納付金額一覧表

登録総トン数	納付金 (U.S. DOLLARS)
0	100.00
100	125.00
500	150.00
1000	200.00
2000	250.00
4000	300.00
6000	350.00
7000	400.00
8000	450.00
10000	480.00
15000	550.00
20000	600.00
30000	640.00
40000	675.00
50000	725.00
60000	750.00
70000	790.00
80000	825.00
90000	850.00
100000	875.00
110000	900.00
120000	925.00
130000	950.00
140000	1,000.00
and up	

